

会 議 録

- 1 会 議 名 木更津市立公民館運営審議会第2回定例会
- 2 開 催 日 時 平成29年10月4日(水)午後1時30分～午後4時30分
- 3 開 催 場 所 木更津市立中央公民館 3階 会議室
- 4 出席者氏名 **【公民館運営審議会委員】** 14名
陶山 隆司 村上 淑子 船木迫 久美子 北村 和則 青木 健
古藤田 憲之 三上 由美子 山田 治子 渡利 明 安藤 清康
澤邊 賢司 清水 弘美 鶴岡 栄次郎 鶴岡 俊之

【公民館長】 16名
石井 一彦 (中央公民館) 関口 明 (八幡台公民館)
稲木 章宏 (富来田公民館) 高橋 栄二 (東清公民館)
江野澤 和彦 (岩根公民館) 星野 隆弘 (清見台公民館)
高橋 利幸 (鎌足公民館) 西嶋 久美子 (畑沢公民館)
竹内 淑子 (金田公民館) 若鍋 知幸 (岩根西公民館)
加藤 高明 (中郷公民館) 渡辺 賢一 (西清川公民館)
露崎 善男 (富岡公民館) 石井 春久 (波岡公民館)
伊藤 孝 (文京公民館) 篠原 和行 (桜井公民館)

【生涯学習課職員】 2名
秋元 淳 (生涯学習課課長)
鈴木 和代 (生涯学習課副主幹)

【事務局職員】 4名
松本 明子 (中央公民館副主幹)
佐藤 孝行 (中央公民館主査)
小野 裕太 (中央公民館事務員)
岩崎 雅子 (中央公民館社会教育指導員)
- 5 議題及び公開又は非公開の別 公開
議案第1号 平成29年度公民館文化祭(まつり)及び視察研修の実施
について
議案第2号 使用料・手数料の見直しについて(減免基準等について)

報告事項 (1) 各種選出委員からの活動経過報告

6 傍聴人の数 0人

7 会議概要 以下のとおり

事務局より、出席者数が2分の1以上に達した(20名の定員に対して14名の出席)ので、本会議が成立したこと、及び、本会議は公開制であることを報告。

平成29年度木更津市立公民館運営審議会第2回定例会を開会する。

<議案第1号平成29年度公民館文化祭(まつり)及び文化祭視察研修の実施について>

山田委員長より、平成29年度公民館文化祭(まつり)の実施について説明を求める。

事前に配布してある資料をもとに、中央公民館長が公民館文化祭(まつり)について説明した後、各地区の主な取り組み内容について4館ずつ区切って各公民館長が説明する。

石井中央公民館長： それでは、本年度の公民館文化祭、地区文化祭のご説明をいたします。

今年度、開催期日につきましては、10月21日土曜日に1館、概ね10月28日から29日の土日を中心に6公民館、次の週の11月4日から5日を中心に9つの公民館が、各公民館を主会場に開催いたします。

各公民館ではそれぞれ地域や公民館利用者による実行委員会が組織され、地域色豊かに趣向を凝らし、絵画や書道、写真、手工芸、華道、児童生徒の作品展示、合唱、舞踊、器楽演奏などの芸能発表、呈茶、囲碁将棋大会、太巻き寿司の体験などのイベント、その他、各種模擬店、野菜販売など、多彩な内容で開催されます。

なお、文化祭開催に合わせ、今年度、周年事業として、岩根公民館開館60周年記念事業と富来田・富岡公民館開館50周年記念事業が10月29日に、金田公民館開館40周年記念事業のオープニングセレモニーが10月28日に開催されます。

次に、各文化祭の事業概要についてでございますが、事前に今回の文化祭事業計画書を送付しており、ご覧いただいていると思いますので、各公民館の事業の概要につきましては、今年度の特徴や特色等を中心に、中央公民館から桜井公民館まで、順を追って各館長がご説明いたします。

中央公民館まつりは、今年度41回になります。木更津第一中学校の中学生によるボランティアは、芸能発表の司会や模擬店・イベントのあらゆる分野にわたり、開催期間中40人を超える生徒たちが参加する予定です。また、青少年相談員の少年少女主張大会に参加する小学生による作文発表、公民館主催事業「キッズクラブ」の子どもによるミニ縁日等、地域の文化祭に子どもが参加する中で、世代を越えた交流をし、つながりを深めます。なお、収支予算書については、説明を割愛し、ご覧いただきたいと思っております。

稲木富来田公民館長： 第38回目を迎える市民文化祭は11月4日・5日の日程で執り行います。本年は富来田公民館開館50周年を記念して、地域力に支えられたまちづくり、特に武田川のコスモスロードづくりから、現在では地域の一大イベントとなったコスモスフェスティバル23年のあゆみを、懐かしい写真をとおして振り返る展示を行います。地元中学生による運営支援、イベントへのボランティア参加など、地域と共に歩む公民館を見て頂くよう考えております。

江野澤岩根公民館長： 第60回、岩根東地区文化祭は、昨年度から引き続き「地域の環 心をつなぐ 文化祭」をメインテーマにし10月27日・28日・29日の3日間での開催を敬老会と合同で予定しております。

作品の展示や呈茶などのイベント部門につきましては公民館で開催し、29日の発表・催し物部門については岩根中学校体育館をお借りしての実施となります。

また、今年度につきましては、岩根公民館開館60周年を迎え記念式典も同時に開催を予定しているため、各実行委員会において時間調整等に苦慮しておりますが、地域の皆様のご協力をいただきながら実施してまいりたいと考えております。

高橋鎌足公民館長： 「広げよう 深めよう 鎌足文化」をテーマに、展示は10月28日と29日の両日に、地元児童、生徒の作品や、公民館で活動している陶芸、絵手紙、浮書絵などの作品のほか、鎌足桜など鎌足地区に因んだ活動記録の展示、そして珍しいものとしては、発動機の展示、運転などが行われ、エンジンの音がゴウゴウとこだまする賑やかな展示会となります。

また、芸能発表、模擬店などは、29日のみとなりますが、文化祭では、市内唯一の屋外会場で、敬老会と同時開催となりますことから、中学生の司会進行のもと、公民館で活動している団体はもとより、地元のお囃子や神楽、小学生のダンス、また、これは鎌足地区だけの催し物になるかと思いますが、最後のメインイベントとして、鎌足産のもち米で作った「福餅まき」が、銭形平次の曲に乗せて、銭の代わりに「もち」や「お菓子」が、舞い飛び、子どもからお年寄りまで、熱狂したなかで終了する予定となっております。

鎌足地区では、地域全体で、また幅広い年代の方が参加する「唯一のイベント」となりますので、ほのぼの暖かな、思い出に残る、文化祭にしたいと考えております。なお、雨天の場合は、芸能発表、模擬店の会場が、鎌足小学校に変更となります。

山田 治子委員長： ただいまの館長の説明に対して、ご質問やご意見のある方はお願いいたします。

陶山 隆司委員： 銭形平次の曲に乗って、福豆まきが催されるそうだが、我々も行ったらもらえる

のか。敬老会は、何歳位の方が対象ですか。

高橋鎌足公民館長： 福豆まきは、2時20分からとなる。ぜひ、来て下さい。年齢的には、70歳位の方である。ステージを設け、招待席を設け、高齢者に1日楽しんでもらえるようにしました。公民館によって、招待する年齢が違います。

江野澤岩根公民館長： 公民館で招待しているわけでは、ありません。

石井中央公民館長： 一中西部地区社会福祉協議会の敬老のつどいは、中央公民館まつりの発表部門と同時開催しています。77歳以上の方を招待しています。

山田 治子委員長： では続いて、金田・中郷・富岡・文京公民館お願いします。

金 田 公 民 館： 金田地区を中心に開催します。第41回金田地区文化祭の期日は、10月28日～10月29日までの2日間となります。テーマは、「みんなで祝う開館40周年～未来につなげる 金田の文化～」でございます。開会式は、28日の9時00分から、展示部門は開会式終了後、イベントは9時30分から、模擬店部門は10時00分から開始になります。

今年度は、オープニングに開館40周年を記念して、ミニコンサートを行います。出演者は、金田小・中学校の先生方や金田中生徒の皆さんです。内容は当日のお楽しみです。もちろん、この日はまちづくり協議会によるコミュニティカフェも出店されます。心地良いコーヒーの香りの中での文化祭となること間違いなしです。どうぞ、皆さんのおいでをお待ちしています。

加藤中郷公民館長： 中郷公民館は、中郷小中学校の児童・生徒数の減少に伴い、小中学校主催「学習発表文化祭」が半日規模になったことにより、公民館事務局の「中郷地区文化祭」と同日開催として、地域全体の「文化祭」にできないかと昨年文化祭終了時から諸団体機関と話し合いを始め、調整・合意を得て、今回始めて実施いたします。地域全体で行うこととなります。（今までは2週連続して土曜日に行っており、子どもたちの土曜登校が2週続いておりました。）会場の関係により10月21日の1日限りの内容となっておりますが、集客の点からも凝縮した形式とし開催いたします。大きく変わる部分としては、展示の場所が公民館ではなく中学校となり、展示期間も一日限りというところですが、展示サークルについては下見等に行っていたイメージを膨らませてもらっています。これを機に、改めて中学校に足を運んだ方々より、統合について深く意識を高める機会となった、学校がなくなるって寂しいね、というような声もいただいており、中郷地区の問題についても意識を深める機会ともなっている状況です。

露崎富岡公民館長： 富岡公民館の本年度の文化祭は、「いきがい 出会い 学びあい」をテーマに、11月4日に行われます。

展示部門では公民館のサークル活動や各教室の成果発表などを行います。

また、イベント部門では、昨年度復活した地元下郡地区に古くから伝わっている「お囃子と神楽の舞」を郷土芸能保存会のご協力により披露する予定です。

さらに、神奈川県川崎市を中心にドイツや台湾講演にも参加活動している和太鼓グループ「颯」をお招きして演奏、実技体験を予定しています。

伊藤文京公民館長： 文京公民館「第16回文京公民館まつり」は、展示・イベント部門を10月28日、29日文京公民館で、発表部門を29日に、木更津第二小学校体育館で開催します。

展示・イベント部門では、各種展示や模擬店のほか、七宝焼きや絵手紙などの体験教室も予定しています。発表部門では、公民館を利用するサークル、木更津第二小学校・請西小学校・真舟小学校3校の合唱発表や合同発表、木更津第二中学校・木更津高等学校・志学館高等部3校の器楽演奏も行われ、例年沢山の感動をいただいております。

山田 治子委員長： ただいまの館長の説明に対して、ご質問やご意見のある方はお願いいたします。

北村 和則委員： 中郷では学校独自の発表は、ありますか。

加藤中郷公民館長： 午前中、小学校や中学校による合唱発表や研究発表をします。

村上 淑子委員： 公民館は、地域のものであり、大事な公民館がこの日に関わっていないと寂しい感じがします。

加藤中郷公民館長： 計画は、公民館でやっています。

村上 淑子委員： 10月21日は、早くないか。地域の事情もあって同時開催だと思っていたが、1日はどうしてなのか。

加藤中郷公民館長： 1日のみの開催だが、内容としては、作品や郷土史の調べたものの展示や午前、中学校の発表、午後、地域の発表や子ども達の発表をしていきます。子ども達が2週連続行事にならなくてよかったと思います。思いはわかりますが、中郷の事情があり、去年は2週にわたってやりましたが集客が多くありませんでした。学校の発表が終わると帰ってしまいました。また、駐車場や部屋が狭いことも挙げられます。

1日ですが、地域の住民が一同に介した地区文化祭にしました。公民館では、展示をロビー等で随時やり、フォローしていきます。

関口八幡台公民館長： 昨年までは、会場を中郷公民館と中郷小でやっていました。話し合いを持ち、今回は中学校に1回移してやってみようということになりました。

鶴岡 俊之委員： 中郷マルシェをやっているが、どうですか。

加藤中郷公民館長： 日にちをかぶらないようにしています。

陶山 隆司委員： 当日は、公民館に展示をしないのですか。公民館にも飾ってもいいのでは。

加藤中郷公民館長： 公民館には、当日展示はありません。前後に展示する予定です。

山田 治子委員長： では続いて、八幡台・東清・清見台・畑沢公民館お願いします。

関口八幡台公民館長： 「みんなで創ろう、文化と人の輪」をテーマに挙げ、第36回上烏田・八幡台・羽鳥野地区文化祭を、11月2日、4日、5日に実施します。区長・自治会長、公民館利用サークル、地域団体で組織された実行委員会が中心となり、3地区の協力体制のもと、今年度は、上烏田の区長さんに実行委員長を務めていただくことになりました。

展示、イベントは3日間、芸能発表は最終日の11月5日に実施します。

いくつか紹介させていただきます。

親子交流・幼児英語遊びを中心として活動している「スマイリーキッズ」というサークルがあります。母親と幼児のサークルですが、昨年度、子どもむけの体験ゲームを行うというイベントで初めて参加し、大好評を博しました。今年度も同じようなイベントを企画していますので、子どもたちで賑わうのではないかと思います。

主催側、出演側ともにシニア世代の方が中心となって文化祭を推進してくださっていますが、一方で、展示には、八幡台幼稚園、八幡台小学校の子どもたちの作品が飾られます。また、芸能発表では、幼児と小学生の子どもだけのジャズダンスの発表、大人に混じって詩吟や日本舞踊を披露する小中学生の発表もあります。子どもたちの発表には、ひときわ大きな拍手が送られます。3地区の交流とともに、世代間交流となる文化祭にしていきたいと考えています。

高橋東清公民館長： 第36回清川地区文化祭は、昨年に引き続き、「次世代を守り 育てる 地域のきずな」をメインテーマに10月28日（土）に清川中体育館にて「卓球フェスティバル」を翌29日（土）には、清川中学校生徒、バスケットボール部員の協力を

得て、東清小体育館にて「こどもチャレンジ大会」を実施します。

1 1月4日（土）には、展示部門・発表部門・イベント部門等が行われ、翌5日は展示部門のみの開催となります。

例年日曜日開催の芸能発表とイベントの大抽選会と模擬店を、全校登校の東清小への配慮で実施となりました。

土曜日は、出演者や実施者の日程の調整が難しいため、昨夜第2回目の実行委員会が終わり、お互いに譲り合いながら、協力し合いながら進めてまいりたいと思います。地域のみなさまのご協力で、盛会裏となるように、進めてまいりたいと考えております。

星野清見台公民館長： 第34回清見台地区文化祭は、清見台公民館関係団体連絡会と清見台公民館の共催により、「みんなで咲かせよう清見台の文化」をテーマに、11月4日・5日の2日間の日程で開催されます。

主な内容として、展示部門は、2日間を通して清見台公民館で活動するサークルをはじめ、地元の幼稚園、小中学校、個人の作品展示や絵手紙の1日体験が行われます。

発表部門は、2日目の日曜日、附属体育館を会場に定期利用サークルの発表、小中学校の合唱に加え、木更津総合高校吹奏楽部が今回初出演するほか、地域の高齢者を招待し、サークル・団体有志による花のプレゼントも予定されております。（敬老会とは別に）

その他のイベントでは、1日目に茶道サークルによる呈茶席、2日目に自治会など諸団体による各種模擬店、子ども会育成会によるかるた取り大会、太田中生徒会と高齢者教室、サークル、更生保護女性会の合同で企画。運営するスマイルフェスタ2017を実施いたします。

また、今回は、太田中学校の13名の生徒さんに、ボランティアとして各部門のスタッフとして参加してもらいます。

最終日には、終了後、参加団体による交流会も行われます。

毎年、駐車場の対応には苦慮しているところですが、今年は、高山台公園に加え、2日目は、清見台中央公園を借りることにいたしました。交通安全協会や直接参加しないサークルが交代で交通整理に当たることになっております。

文化祭期間中は、より多くの方々にご来場いただき、地域の文化活動の発表・交流を通して、公民館利用者及び地域住民の融和を図る機会にしたいと考えております。

以上でございます。

西嶋畑沢公民館長： 第34回畑沢公民館地区文化祭は、「みんなで 育て 広げよう 地域の輪」をテーマに、多くの地域住民が楽しく集い、ふれあい、交流を深める文化祭をめざして、開催します。特に、30日の芸能発表は、同時に、地区社協の「敬老のつどい」

として、地域の77歳以上の高齢者を招待しているため、対象のお年寄りからは、大変楽しみにしていただいています。イベントは、4日間にわたって行います。

なお、15日に繰り上げて囲碁大会をすることになりました。

山田 治子委員長： 何か質問・意見はありますか。

特に質問・意見がないようですので、続いて岩根西、西清川、波岡、桜井公民館をお願いします。

若鍋岩根西公民館長： 昨年度までは、3日間やっていましたが、本年度第32回文化祭は、展示を含めて、10月28日（土）・29日（日）の2日間で実施します。28日は作品展示が主であり、29日には芸能発表を中心に行います。

昨年度7サークルが、高齢化等を理由に解散しましたが、写真講座に参加した15名の人たちの作品展示を実施することになりました。今後は、写真サークルをはじめ、いくつかのサークルが活動を始める動きとなっています。今後、その他のサークルを増やしていけたらと考えています。

渡辺西清川公民館長： 西清川公民館の第28回、西清川地区文化祭は、「伝えていこう文化の祭、深まるきずな・地域の力」をテーマに、11月4日・5日の二日間、午前10時から公民館で開催いたします。

展示・イベント部門では、各種展示や模擬店、発表部門では公民館を利用するサークルの皆さんに、日頃の成果を発表していただく他、木更津第三中学校生徒の器楽演奏や、今回初めて、永井作の老人クラブの皆さんにも踊りを披露していただきます。

また、恒例となっております、餅つきは、今年度も地域の皆様のご協力をいただきまして、実施をする予定となっております。

石井波岡公民館長： 波岡地区文化祭では、70団体弱のサークル・地域、10数団体の参加による展示芸能発表、イベントなどを実施します。展示では、福祉施設「波岡の家」の参加もあり、地域住民との交流を図る機会となっています。他には、特に子どもたちの参加を促すために、ハックルベリーによる「昔遊び」や少年野球チームの「体験教室」などを行います。また、展示会場、イベント会場をめぐるスタンプラリーを今年も実施します。

篠原桜井公民館長： 桜井公民館では、第16回文化祭として、「心かよわせ 作る出会いは支えあい！」をテーマに、人と人との交流やふれあいを大切に、さらに深める地区文化祭を目指して開催します。子どもたちの実行委員会による子供祭の開催、子ども茶道教室による「呈茶席」の実施、今年度は新たに、木更津市立桜井保育園園児によるオーブ

ニング発表や2日目の芸能発表には、夏休みに本館を利用している志学館高校のチアガールの発表も加わりました。例年のように、保育園や児童生徒の作品展示など子ども達の活躍の場をできるだけ多く設定をしています。日々の学習成果の発表では、サークルや団体による多彩な展示や芸能発表、模擬店も2日間実施します。

山田 治子委員長： ただいまの館長の説明に対して、ご質問やご意見のある方はお願いいたします。

北村 和則委員： 予算について比較増減を見ると、今年度37,000円増えているが、サークルが増えているのですか。

篠原桜井公民館長： サークルは、増えていません。協賛金として、サークル会員数1名～10名は、1,000円、10名～20名は、2,000円をいただいています。

山田 治子委員長： では、続いて、公民館文化祭（まつり）視察研修について、事務局より説明をお願いします。

公民館文化祭（まつり）視察研修について説明

山田 治子委員長： ただいまの事務局の説明に対して、ご質問やご意見のある方はお願いいたします。

山田 治子委員長： 他にないようでしたら、議案第1号については承認されたものといたします。公民館の地区文化祭運営の蓄積が地域づくりを支える活動につながっています。それぞれの地域で、実りのある取り組みが展開されることを期待しております。

岩根、富来田、富岡、金田地区では、周年記念事業の取り組みもありますので、これまでの活動の集大成を期待しております。担当館は準備等お疲れ様です。

10月28日の視察研修では、各地域の特色や公民館の新しい取り組みなどを拝見できればと思います。委員の皆様は、是非、出席をお願いいたします。また、今回お伺いすることのできない公民館につきましても、個人的に足を運んでいただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

ここで、休憩に入ります。再開は14時40分からとします。

山田 治子委員長： それでは再開いたします。次に、議案第2号「使用料・手数料の見直しについて」をお願いします。

9月議会で、いよいよ来年4月から木更津市立公民館は、部屋の使用の有料化が承認されました。公運審としては、昨年度教育委員会へ無料の原則の継続について要望書を出しておりますが、これからの地域づくり・人づくりに少しずつ影響が及ぶことが懸念されます。このあと我々公運審に出来ることは、今後実施に向けて

細かな運用面を決めていく段階に入りますが、特に減免基準については、慎重に審議しなければならない事案と思います。

本日は、生涯学習課の秋元課長と鈴木総括にご出席いただいております。今回議会で承認された内容と、教育民生常任委員会で説明された減免基準案について報告および説明をお願いします。

秋元生涯学習課長： 公民館使用料見直しについて9月28日に本会議にて可決をされたところであります。私から公民館の使用料見直しについて説明をさせていただきます。昨年の5月に策定されました、使用料手数料の見直し等に関する基本方針に基づきまして、教育委員会として社会教育施設の使用料・手数料の見直しについての検討を重ねて参りました。公民館運営審議会の皆様からは、昨年12月27日付けで公民館原則無料継続のご要望をいただいております、今年度に入り、公民館運営審議会第1回定例会並びに臨時会議の2回に渡り、私どもの説明の機会をいただきました。公民館運営審議会の皆様には貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。教育委員会といたしましては、社会状況が変化していく中でも、今後も持続したよりよい施設運営を図るために、公民館使用料の原則有料化をはじめ、その他の社会教育施設の使用料、特別利用料及び手数料の適正化を図るための関係条例の整備をするため、この9月議会で議案を上程させていただきました。議案自体は9月13日の教育民生常任委員会での審議を経て9月28日の本会議にて可決をされました。本日お配りしました資料をご覧くださいながら、説明をさせていただければと思います。資料については、「議案第80号木更津市立公民館設置及び管理運営条例等の一部を改正する条例の制定について」、「新旧対照表」、「公民館の減免措置について」さらに追加資料といたしまして田中紀子議員の議会速報でございます。

まず今回改正された部分となりますが、公民館につきましては、条例の第10条使用許可及び使用料等の第2項中に、「これまでは使用料は無料とする」とあったところが「別表第1から別表17までに定める使用料を、規則で定めるところに納付しなければならない」ということで、料金を見直しを図りました。新旧対照表をご覧ください。公民館と青年の家につきましては、1時間1㎡当たり、3,240円を、過去3年間の実績を元に、その経費から算出をし、部屋ごとの1時間あたりの料金を元に、同規模の面積区分毎の使用料を算定しております。以前の公民館運営審議会でもご説明いたしましたが、50㎡以下の部屋について1時間1000円、50.1㎡以上80㎡以下の部屋については1時間2000円、80.1㎡以上から120㎡以下の部屋については1時間3000円、120.1㎡以上から150㎡以下の部屋については1時間4000円、150.1㎡以上の部屋については1時間5000円とさせていただきます。また、冷暖房期間や夜間料金の設定はせずに年間を通じ1時間あたり1000円からの料金設定とさせていただきます。なお、利用者の負担が過度にならないよう、使用料の上限を1時間当たり5000円までとさせて

いただきました。なお、住民等以外の方が使用する場合の使用料につきましては5割加算としまして、公民館の目的達成のために行う社会教育法第22条の利用以外、例えば企業等の研修や福利厚生事業、政党による利用等、社会教育法の目的外で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍相当の額とさせていただきます。また展示会で、部屋を使用する場合の使用料は規定使用料の5割相当額とさせていただきます。

次に、清見台コミュニティセンター附属体育館でございますが、これにつきましては1時間1㎡あたり0.94円として算出をしております。この0.94円に貸し出し対象面積を乗じた数字で使用料を算定させていただきました。午前9時から午後5時までの使用料は若干の値上げをさせていただき、午後5時から午後9時までの使用料、これにつきましては据え置きとさせていただきます。なお、これにつきましては市民体育館と同様の考え方で、今回見直しを図っております。

次に、少年自然の家キャンプ場でございますが、平成27年度から、キャンプ場の開設期間を延長し、管理運営に関わる経費も増額したことから、キャンプ場につきましては、平成27年度決算額において、料金を算出いたしました。算出における使用料の基準となる宿泊の使用料が、一人あたり1,065円と著しく値上がるため、激変緩和措置により、現行使用料の2倍とさせていただいたところがございます。また、これまで無料または減免以外の団体、個人利用の場合、0歳児から実質使用料を納付していただいておりますが、3歳未満を無料とさせていただきます。

次に、郷土博物館金のすずですが、熟覧や撮影などの特別利用料につきましては、研究者の閲覧が多く、学術的な研究に繋がることから無料とさせていただきます。また、複写の手数料につきましては、市役所内の複写手数料と整合性を図るため、手数料の額を20円から10円に見直しさせていただきます。

使用料の導入及び改定の実施時期についてでございますが、平成30年4月1日以降の申請受付分から適用させていただきます。公民館の場合は3月1日から4月の利用申請が開始されますが、3月中に受付をしたものについては現行の無料という形で受付をいたしまして、4月1日以降に受付をしたものについては、有料ということになります。今後の予定でございますが、10月の教育委員会議で条例改正に伴う規則の改正、公民館使用申請書様式の一部変更、といったことを行います。

さらには、有料に伴う減免措置の判断基準については年内を目途に進めて参りたいと考えております。市民の方への周知としましては、市の広報、ホームページ、公民館に設置のデジタルサイネージ、公民館だより、利用者懇談会等の場をお借りしまして、周知してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上になります。本日は、先程山田委員長から話がありましたが、公民館の減免措置について委員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。なお、減額免除についての基本的な考え方ですが、今回の改正では現在のところ減額

の団体は無しと考へ、免除の団体のみと考へております。また、私どもは市の基本方針に基づきまして、利用者の負担の公平性や公正性を確保するという観点から、減額免除については「真にやむを得ないものに限定する」考へ方を十分に考へし、原則有料を基本に据えながら減額の措置を考へて参ります。従いまして、これまで公費で100%負担してました維持管理経費につきまして、これからは公民館の部屋を占有して利用される団体の皆様に一部を負担していただくことで、公民館の場合においては全ての団体に25%を基本にご負担願いたいというのが基本的な考へでございます。実際には、平成24年度から26年度までの3年間の実績を元に維持管理経費を算出し、仮に減免団体が0の場合、実質は市民の皆様へ維持管理経費10.31%を負担していただくということになるかと思ひます。公益性等の考へ方につきましては、色々な立場で様々なご意見があるかと思ひます。また、公益性のある・なし、公益性が高い・低いなどは、私ども行政があまり選別しすぎるべきではないとも考へております。考へ方として、今まで公費100%負担の一部を、市民の方、部屋を占有して利用される方へご負担を願うわけですけれども、どう考へても、この10.31%の負担をしていただくべきではないという団体のみ、減免措置をして参りたいと考へております。資料の中に「公民館の減免措置について」という資料がございます。担当の鈴木から、この資料に基づいて説明をさせていただきます。その後、委員の皆様へご質問やご意見をいただければと考へておりますのでよろしくお願ひします。

鈴木生涯学習課総括： 本日、お配りしております「公民館の減免措置について」ご説明をさせていただきますと思ひます。1の減免団体についての基本的な考へ方につきましては、課長から申し上げたとおりでございます。具体的な免除団体の区分の考へ方ですが、2の免除団体の区分（定義）の部分になります。まず免除団体の区分といたしましては、3つに分けさせていただきます。（1）は公共又は公益の目的で利用する場合、（2）は市及びその関係機関、国、県、地方自治体が公用目的で利用する場合、（3）はその他教育委員会が公益上特に必要と認める場合としております。

（1）の公共又は公益の目的で利用する場合について、さらに4つに区分させていただきます。

まず一つ目でございますが、公益的団体が利用する場合。広く地域振興を目的とした公益的な活動をしている団体、例えば自治会、町内会等、消防団、交通安全協会、地区まちづくり協議会や地区振興対策協議会などが、こちらに区分されるかと考へております。

二つ目につきましては、市内幼稚園、学校および公的教育団体が利用する場合。

三つ目につきましては社会教育団体が利用する場合。

社会教育団体として広く地域住民のために行われている、学習・文化・スポーツ活動を推進する団体や、青少年健全育成を目的としている団体が利用する場合です。

特に市の教育振興事業補助金交付団体や市が関与または運営を支援・助成する団体などをこちらに充てたいと考えております。

四つ目でございますが、社会福祉団体が利用する場合。社会福祉団体として広く地域福祉の推進を図ることを目的とした団体、障がい者団体などが利用する場合と考えております。以上四つの定義でございます。

続いて（２）の公用目的で利用する場合でございますが、

市及びその関係機関、国、県、地方自治体が利用する場合として、①木更津市・木更津市教育委員会が主催または共催により利用する場合。

②として国、都道府県、他市町村が主催または共催により利用する場合。

③として一部事務組合が主催または共催により利用する場合。

というように考えております。

最後に（３）その他、教育委員会が公益上特に必要と認める場合でございますが、例えば、有料で団体に使っていただくのですが、保育が必要となった時に保育室などを利用されることがあるかと思えます。その場合の保育室の利用については、無料でもよろしいのではないかと想定しております。

いずれの場合も、その団体の主たる目的の為に利用する場合に免除するものでございまして、団体の活動目的が公益でありましても構成員の親睦を目的とするものや、趣味や余暇活動として行われるものは除くものと考えております。

今回、ご提示させていただきました資料の中には、例を挙げさせていただいておりますが、実際には該当する全ての団体を掲載した一覧表を作成しまして、全公民館で同じように判断できるようにして参りたいと考えております。

昨日、社会教育委員会議を開きまして、そちらでもご意見をいただきましたが、本日公民館運営審議会でもご意見をいただき、また現在庁内の各課に該当する団体があるかどうか照会をかけております。いただいたご意見等を含めまして、生涯学習課で更に検討を重ね、１２月には最終的な案を作成したいと考えております。私からは以上になります。

秋元生涯学習課長： 最後になりますが、今日の追加資料ということで田中紀子議員の議会速報をお配りしました。実は、９月議会に議案を上程させていただき、審議の課程、特に田中紀子議員につきましては決算審査の項目で質問がございました。公民館の図書室についての有料のことでございますが、私の説明も至らなかったこともございますが、今回図書室についても部屋の利用料金の設定をさせていただいたところでございます。田中紀子議員のお話では、資料にも書いてございますが、図書室はフリースペースにしておくこと。料金設定をしてしまうと、空き室があっても貸し出すことになる。図書閲覧中に会議などを行う場合、互いに利用しにくい。社会教育委員会議でも話題にされていなかったのが審議不十分ということが書いてあります。

これに関しましては、図書室の利用につきましては、この間有料、無料に関係な

く、各公民館の実情に応じて、どうしても他の部屋に空きが無く、図書室を利用して会議をしなければならない場合や、高齢の団体で足が不自由で二階に上がることが困難で1階の図書室を使わせてもらえないかという要望に基づいて、これまで貸し出しをしてきたという経緯がございまして、料金設定にあたって、今後図書室を貸さざるを得ない状況及び公民館については、料金設定をさせていただこうということで設定をさせていただきました。通常、資料に書いてあるとおり、あくまでも図書室という目的室の性格上、図書利用の人のために空けておくというのが本来の考え方でございまして、できるだけ他の会議室が空いている場合は他の空いている会議室を使っただく、なおかつどうしても図書室の利用が仕方ないものは館長の判断によってお貸しすると、ただその場合は部屋を占有しているので料金はいただきます、というのが今回の有料の趣旨でございます。もし、これが料金設定をしない場合、図書室だったら無料で借りられるということで、ある団体に部屋を占有して使うのは非常に不公平だというがありますので、このようにさせていただいたというのが、私どもの思いでございます。ですから、社会教育委員会では、これまでと同様の地域の実情に基づいた使用をしてもらうということで、議論の土俵には乗せなかったというのが今回の私どもの考え方でございまして、そういう経緯がございましてご理解いただければと思います。以上で私どもからの説明は、終わりにしたいと思います。

山田 治子委員長： ありがとうございます。ただいま、使用料・手数料の見直しについて、説明していただきました。今の説明について、確認事項などありましたら時間を設けます。ご質問・ご確認したいことがありましたら、お願いします。

鶴岡栄次郎委員： 公民館の議案について原則有料化についての議案が可決ということですが、反対票はいくつぐらいだったのでしょうか。

秋元生涯学習課長： 実数票数は確認できませんでしたが、3人ほど反対が出たのは確認できました。確実に何対何だったのかは私どもも把握はしていません。

鶴岡栄次郎委員： 来月の議会広報には出ますでしょうか。

秋元生涯学習課長： 出ると思います。

鶴岡栄次郎委員： 田中紀子議員の議会速報を配った意味合いは何ですか。

秋元生涯学習課長： これは図書室の利用について、議会でこのようになりましたというところで、図書室の扱いについて皆さんに誤解が無いように説明をさせていただく資料としてお

渡しをいたしました。

鶴岡栄次郎委員： 各公民館に注意をしてください、そういう意味合いでしょうか。

秋元生涯学習課長： 公運審の委員の皆さんと公民館長の皆さんに、このように書かれたが実際のところ、どういう意味なのかということについて、私どもから説明をさせていただいたということで、一般の市民の方に何をということではございません。

古藤田憲之委員： このあと、各公民館の団体について、どのような場合が有料か、またどの団体が有料かという事をお知らせしてくれるという事ですよね。それは、一回決めてしまうとそれが続くのですか。それとも、内容を毎年見直ししながら決めていくのでしょうか。

鈴木生涯学習課統括： 減免の団体につきましては、先程お話ししているように、基本原則有料でございます。ですので、真にやむをえない団体のみが免除の対象になるというところが、まず基本的な考え方だということをご理解いただきたいと思います。今お話ししました考え方に基づいて、免除団体があがってくるわけですが、当然、運用が開始されますと新規の団体もいらっしゃいますでしょうし、その都度免除団体になるかどうかの判断は、各公民館でしていただかなければいけないような状況はあるかと思えます。ただ、一般的なサークルが、今は免除団体ではないけれども、後で免除団体になるというのは考えにくいのではないかと思います。新しい団体が出てきた時に、その団体が免除団体になるかどうかという判断は、今後もあるのではないかと考えております。そのようなお答えでよろしいでしょうか。

渡利 明 委員： 先程も文化祭の準備の話がありましたが、文化祭は公民館のイベントだと思います。その準備などが個人のものになって、準備する時、部屋を借りて文化祭に向けて色々やると思いますが、それまで全部有料という割り切り方は微妙に公的だと思いますが、資料にも書かれている、親睦や趣味などを発表するから、それは個人のものだと。しかし、中身は公民館の活動のイベントですよね。このあたりが少しモヤモヤし、私自身もどうなのかと思います。このあたりは割り切れないという気がしなくもないが、そのあたりはどうなのでしょう。各サークルなどが全部準備しますよね。参加するために。

鈴木生涯学習課総括： 文化祭で発表する内容でも日頃の活動でありますので、それを免除にするという考え方はしないです。

山田 治子委員長： 他にいかがでしょうか。

陶山 隆司委員： 例えば、趣味、親睦が主な活動であるサークルが、人数が増えて、二つ三つ四つと、どんどん増えて合同で何かしようとなったと時に、地域の人たちに活動している内容を教え、地域住民の為に役に立っている状況ができた時に、公益性の面で免除団体になる話は出て来ないでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： ボランティアに関しては、その会の主たる目的がボランティア、例えば高齢者のサロンなどをやられている団体があるかと思いますが、そういったところは、その活動自体が公益性を持ったボランティア活動というように考えられるので、免除かと思いますが、例えば踊りの団体が、ご自分達の踊りの披露を慰問という形でされるということがあるかと思いますが、ただ、それがボランティア団体というふうには、みなさない。という考え方です。ですから今、陶山さんがおっしゃったように、それが例えば公民館と共催でとか公民館に依頼されていくつかの団体が、地域の方に教室を開く、そういった場合は公民館が主催という形、もしくは共催という形で行っていただければ良いのかなと思います。色々なパターンが出てくるというのは、私どもも思っています。

今回、一覧表を作っておりますが、もちろん公民館の方からも色々なご意見をいただいて入れていくわけですが、結構な数になります。ですので、一般的な団体、サークルにつきましては、原則有料をお願いしたいというところではあります。

古藤田 憲之委員： 確認ですが、公民館事業は全て無料ですよ。

それともう一つ、社会教育団体、社会福祉団体が利用する場合には免除となるようですが、社会教育は幅が広く文化団体、史跡を調査する場合などは、ある程度公的な部分が入っていると思われ、個人的なものではないと考えますが、そういった団体の扱いはどのように考えていますか。

秋元生涯学習課長： 基本的には、郷土史とか史跡研究、市史といったものを含めて有料であると考えております。ただ、市が補助したり委託をしたり、交付金を出して、研究活動をしてもらっている団体の場合には免除という形になると思います。

古藤田 憲之委員： 例えば、まちづくり協議会は市の補助金をもらって事業を行っている。その場合はどうですか。

秋元生涯学習課長： 先程申しましたように、現在、各課に照会をしているところです。この場合、市民活動支援課が所管課になるので協議を行います。そういった団体が多くあることから、団体の扱いについては、今後精査をする必要があるので、免除するしないの判断は控えていただきたいと思っております。

古藤田憲之委員： 確認になりますが、公民館主催事業は無料ですか。

秋元生涯学習課長： 無料でなくてはならないと思っています。

陶山 隆司委員： 公民館主催事業ですが、われわれが感知しないところでほとんどの各公民館主催事業が決まっている事と思います。公民館運営協力委員会では報告されるようですが、開催する主催事業が決まった後に耳にする事があります。公民館の主催事業に入れてもらったりする事も無きにしも非ずですが、我々が公民館に対して主催事業の要望をしたら、開催してもらえるものですか。

石井中央公民館長： 基本的に公民館の事業と言うのは、職員だけで作りあげるものではないと認識しております。出来るだけ住民参画、住民参加その中で住民会議や企画委員会、実行委員会を作りながら事業を進めていければ良いと思います。またこういう事業を行いたいとの声が上がった場合には、職員と一緒に検討する必要があります。これからも公民館職員だけで事業を考えるのではなく地域の活動団体等と連携を取りながら事業を進める事が大事になります。

陶山 隆司委員： タイミング的に次年度の主催事業をどれくらいの時期に提案を公民館に対して提出したら良いとか、またいろいろな委員会があると聞いたが個人的には知識がなかったので、公民館職員には話をしているが職員も少数ということもあり、なかなか入りづらいところもあるので、主催事業に追加したい事業や発言の出来る機会があればお願いします。

山田 治子委員長： 他にいかがでしょうか。

鶴岡俊之副委員長： いくつか質問をしたいのですが、今あるサークルや団体について個々に有料化するか否かの区別をする作業を行っていると思いますが、原則有料なのでサークルと呼ばれている団体は該当すると思いますが、有料か無料かの通知、また、作成した一覧表を一般的には公開する予定はありますか。

鈴木生涯学習課総括： 議会で可決されたので、この後平成30年4月1日より公民館の使用料が有料になる事は市のホームページ等に掲載されることになっております。個々のサークル、団体には通知の予定はありません。先程お話をしたように、原則有料になる事から無料にする場合には、公民館使用申請書と一緒に減免申請書を提出してもらう必要があります。それで許可となれば免除となります。本来免除になる団体でも減免申請書を提出しなければ有料となります。

鶴岡俊之副委員長： 減免申請書を利用の都度出すイメージになりますか。例えば PTA で借りる場合も公民館使用申請書のほかに、減免申請書その都度出すということでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 申請書は毎回1ヵ月分まとめて提出してもらいますが、それと同じタイミングで減免申請書を提出してもらいます。

鶴岡俊之副委員長： イメージとしては、既存のサークルさんは申請をする際に来月の使用分の料金を毎月払うということでしょうか。

秋元生涯学習課長： 規則上では、許可書の交付と同時に納付していただくとしており、今も同様の方法で行っております。団体数の少ない公民館は受付の日すぐに納付する事が可能でしょうし、団体数が多く同日中に受付が出来ない公民館については、日を改めて手続きを行うなど公民館毎に出てくるのかと考えております。

鶴岡俊之副委員長： 昨日の行列をイメージしただけでも、ここに料金の徴収が入ると公民館としても大変になってくると心配したのですが。

秋元生涯学習課長： 中央公民館等いくつかの公民館はかなり大変かと思えます。公民館毎にかなり変わってくると思えます。減免については、本来であれば簡素化したかったのですが、減額免除の申請があってどうするのかを判断するので、年間12枚の申請書を書く団体は12枚の減免申請書を書いてもらうという形になります。

鶴岡俊之副委員長： 細かい話になりますが、この時代に桜井地区は老人会が立ち上がりました。老人会で部屋を使う場合はいかがでしょうか。

秋元生涯学習課長： 市老人クラブ連合会に加盟している場合は、免除になると考えております。

鶴岡俊之副委員長： 新規で場所を借りたい場合は、各公民館で免除の申請があった時に決定権を持つのは各公民館長になりますか。

秋元生涯学習課長： 基本的に公民館の使用許可の判断は公民館長が行う事になっています。本当は教育長が権限を持つところ公民館長に委任しているので、公民館長が許可の判断するのが今の考え方です。その時に、各公民館で判断に困らないように研修活動や職員会議で、事例研究を出し合って公民館間で差の出ないように行っております。議会の中でも出ましたが、どうしても判断が出来ない場合が発生した場合は、まず中央公民館に相談いただく、それでも解決しない場合は、生涯学習課に相談をいただ

く、というように、指示を仰ぎながら判断します。ただ、そうならないように努力します。

鶴岡俊之副委員長： 最後に、図書室について、桜井公民館は図書室の料金がありませんがどうしてでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 桜井の場合は、保育室として使用しております。図書室を保育室として使用しているところは8箇所あります。今までも保育室の料金設定はありました。図書室については、先程課長からお話がありましたように、実態に合わせて今回料金設定をしたところがあるということです。

陶山 隆司委員： 中央公民館に体育室が入っていませんが、どうしてでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 中央公民館は、条例上は中央公民館と青年の家で分かれており、体育室は青年の家の条例を見ると出てきます。

古藤田憲之委員： 資料を見たら、公民館と学習会館がありますが、この違いはどういったものでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 公民館を建設する際の補助金の関係で、防衛省からの補助金を使用し建てた建物は学習会館という名称を付けないと建てられないという事がありましたので、同じ建物でも条例を二つ作らなければならず、このようになっております。

古藤田憲之委員： 公民館の減免措置の条例は、どこにありますか。

鈴木生涯学習課総括： 減免措置というのは、条例で規定されるものではありません。審査基準にて減免措置を整えています。

古藤田憲之委員： 条例には但し書きはありますか。

秋元生涯学習課長： 減免については、市長が特に必要と認めた場合と記されていますが、条例に条文化しております。

古藤田憲之委員： 何条ですか。

秋元生涯学習課長： 条例第10条第3項にて条文化されております。

青木 健副委員長： 中央公民館の場合、朝9時から夜9時30分までとなっていますが、1時間未満の場合は1時間としてカウントしますが、その場合の料金体系について、ロビー等で使っている場合はどうですか。

秋元生涯学習課長： 1時間400円とすると全時間使用して12.5時間となるが実質13時間分となりますので、400円×13時間、展示で借りる場合は半分ですから1/2、それに借りた日数を掛けた分の料金をいただくという事になります。

山田 治子委員長： 他にいかがでしょうか。

村上 淑子委員： 視覚障害者を支援している会に現在加入していますが、何十年前のスタートの時の目的には無かったのですが、減免措置のプリントの2の(1)、④社会福祉団体が使用する場合と言う事で、会が広く地域福祉の推進を図ることを目的とする団体が利用する場合というような項目を、私達は挙げていないのですが、現在視覚障害者のために広報、市議会だより、福祉きさらづ等を読んでCD化して製作し送付をする活動を行っています。木更津市がそれに関与すると言う事で、市、社会福祉協議会それぞれからそれにかかる補助金をいただいております、それを活動の費用に当てています。障害者福祉を目的とした活動には違いありませんが、そういう会も該当するのでしょうか。今までは公民館で活動を行っておらず、総合福祉会館は無料で使用の許可書をもって図書館と福祉会館で活動をしていましたが、該当するのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 個々の事案についてはいろいろあると思いますが、総合福祉会館の審査基準に記されている各団体は、公民館も同様に免除と考えております。先程申し上げたとおり、現在各課に照会を行っているところで、障害福祉課などから挙がってくると思いますので、公民館で現在活動されているボランティア団体、障害者団体なども合わせて確認をさせていただき、一覧表の方にも反映させていきたいと思っております。

山田 治子委員長： 他にいかがでしょうか。例えば市の子ども会連絡協議会に加盟していれば免除ですが、同じような活動をしていても会に加入せず活動している場合はどうでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 加入していない場合も町内会が助成している場合があるので、その場合は町内会長名で申請を行っていたければと思います。また、町内会でもいろいろな組織がありますので、代表者の名簿を提出いただき、理由が明確であれば免除になる場合がありますので、今後検討していきます。

山田 治子委員長： これは、子ども会の加盟率を増やす目的ではないですか。

秋元生涯学習課長： どこで線引きをするのが一番良いのかを考えた時に、このような形が一番望ましいのではないかと思います。ただし、山田委員長の言うように、子ども会の連合組織の加盟率が下がっており、なるべくなら組織に加入していただきたいという思いもあります。

山田 治子委員長： P T Aの団体が各委員会で使うと思いますが、そういう時もP T Aの会長の名前で申請をするということでしょうか。

秋元生涯学習課長： P T Aの組織の一環であれば問題はありますが、組織内の有志で料理教室等を行うケースは該当しません。その辺の判断は各公民館が申請書を見ながらヒアリング等をしての判断になります。

山田 治子委員長： 先ほどから出ている、やむを得ない団体があるようですが。例などはありますか。

秋元生涯学習課長： 現在協議に挙げているのは、学習支援をする団体、子ども食堂などいろいろあります。

山田 治子委員長： 団体数を見ていると、協議すべき団体や組織が多く存在しています。

鈴木生涯学習統括： ここに記載されている区分が、真にやむを得ない団体区分として私どもは考えております。

山田 治子委員長： これらから、また審査するのですか。

北村 和利委員： あまり団体等を細かく見ていると、山程あって会議が終わらないと思います。先程課長のおっしゃられたように、公民館長に権限があるとの事ですから、しっかり取り組めば良いと思います。現在はふるいにかけているようですのであまり細かい事まで話をすると良くないと思います。

山田 治子委員長： 確かにそうですが、地域に戻ると聞かれます。それに関していい加減なことは言えませんし、教育委員会、生涯学習課としての考え方を伺い参考にしたいので、それを聞く必要はあると思います。

北村 和利委員： 私も色々聞きたいですが、それを皆さんが細かいところまで詰めて聞いていると会議がいつまでたっても終わらないと思います。先程生涯学習課長からお話があ

ったように、今詰めている段階で、これから一覧表に出すとおっしゃっていますし、公民館を借りるにあたっては公民館長が教育長から任されているということで権限は館長にあると思いますので、館長方がしっかり自覚をしていただいて判断は館長に任せていただければと思います。

陶山 隆司委員： 使用許可申請書の公印のところは昔は館長の印鑑を押していましたが、その後市の教育委員会の印鑑に変わりました。有料化になったら公民館長の印鑑に変わるのですか。

秋元生涯学習課長： あくまでも教育委員会としてです。

陶山 隆司委員： 印鑑は教育委員会、権限は公民館長に任せるという事ですね。

山田 治子委員長： 各館長は、判断権限があるということです。

秋元生涯学習課長： 減額免除の基準を行政で作りますので、それに則り各館長に判断していただくこととなります。

青木 健副委員長： 今回の内容については、次回定例会の段階で細かいものは出されますか。

秋元生涯学習課長： 私共が考えている内容は、昨日の社会教育委員会議、今日の公運審で説明をさせていただきました。委員の皆様気づいた点があれば、直接生涯学習課もしくは中央公民館等を窓口として意見を集めていただき、それを生涯学習課にいただきたいと思っております。それらを精査しまして、12月の定例会で再び皆さんに案をお示しさせていただきます、詰めていきたいと考えております。

青木 健副委員長： そうしますと、その後に市民に周知という形になると思いますが、各公民館を利用している方々に向けた、利用者懇談会に向けて説明に入っていくのも良いとは思いますが、これは各公民館長が説明をするのか、それとも生涯学習課の職員がしてくれるのでしょうか。

秋元生涯学習課長： まだ館長方とは詰めていませんが、有料化については機会を設け色々な場で周知をしていければと思っております。文化祭の実行委員会などの利用者が集まる場を借りて、出来るところから説明をしていきたいと思っております。

青木 健副委員長： それは公民館長の皆さんがするのですか。

秋元生涯学習課長： 必要に応じて、生涯学習課も出席するつもりでございます。できれば公民館の職員の方に説明をしていただけるようお願いをしていきたいと思っております。

山田 治子委員長： 以上説明がございましたが、よろしいでしょうか。もしなければ次の議案に進みますがよろしいでしょうか。

鶴岡 栄次郎委員： 減免措置についてはではないのですが、木更津市を代表してということで一点質問をしたいのですが。今回の資料として公民館だよりをいただきましたが、そこで八幡台の公民館だよりの最後のページに、「八幡台公民館耐震診断結果説明会を実施しました」とあります。このなかで診断結果として耐震性が非常に低いと書かれており、安全性の目安を大きく下回る診断結果となったとあります。これによって八幡台公民館の集会室を、文化祭終了後、閉鎖すると書かれています。一般的に建物というのは、その該当部分だけが倒壊するのではなくて、全体的に倒壊すると思うのですが、その点なぜ集会室だけを閉鎖して他は今まで通り使うのか。その時に大地震が来て建物が潰れたら、その責任は市の方で負います。こういう捕らえ方でよろしいのでしょうか。

それともう一点、今日ここに来る前に木更津市のホームページを見てきたのですが、八幡台公民館が避難所として書かれていました。つまり八幡台公民館をそのまま避難所としてまだ使うという考え方でよろしいのでしょうか。

秋元生涯学習課長： 今、おっしゃられたとおり安全性というものを考慮すると、本来は全て閉館にしていきたいというのが教育委員会の考えでございましたが、八幡台公民館に関しては、平屋ということ、なおかつ一番危ない箇所が集会室ということで、今全てを閉館してしまうと利用者が困るということで天井が高く危険な集会室だけは閉めるということになりました。

他の部屋につきましては、先日の説明会で住民側から意見が出されたら全館閉館ということも想定して私共は説明会に望みましたが、集会室だけ閉館という形で皆さんと合意ができましたので、現在の形になりました、ただ、その集会室ですら、利用者の方は工事が始まるまでは、使いたいというご要望がありました。しかし、教育委員会としましては、安全性が担保できないので、文化祭が終了後閉館ということで、先日自治会長さんからも要望はありましたが、今回の結論に至りました。本当の安全性を考えるのであれば、全館閉館というのは、一番考えるべきであろう方向なのですが、そういう経緯があり、こういった形になりました。

鶴岡 栄次郎委員： 利用者から言えば、空けてもらっていた方がありがたい話ではありますが、6年前の大地震の時、津波の高さ等の心配や問題があったように、もし今後被害が出た時に、わかっていながら開設していたというのは、その点を訴えられた場合、問題

になるのでは思いました。それと、避難所を八幡台公民館にするのであれば、一文注意などを入れるべきではないでしょうか。

秋元生涯学習課長： それにつきましては、危機管理課という課がございますので、そこと調整しているところがございます。ご意見を踏まえ、早めに対処していきたいと思っております。

山田 治子委員長： よろしいでしょうか。では、皆さんから今回は減免基準についてのご意見をいただきたいと思っております。前回の会議でも皆さんから減免基準についてのご意見をいただいたのですが、具体的な部屋の金額等が決まりましたので、より詳細に考える情報が整ってきました。皆さんから重ねてご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

陶山 隆司委員： 今、私達は中央公民館の体育室を使っています、今回の資料を見ますと1時間当たり500円、夜6時から9時まで使っているので一気に1,500円になります。しかも毎週使っているので月間6,000円、年間72,000円になります。0から72,000円になるので非常に負担が大きいなと感じています。極端なことをいうなら、毎週使っているところは料金を下げてほしいです。

山田 治子委員長： 今までは無料でしたので、どこのサークルも計算すれば陶山委員のサークルさんと同じような状況になると思います。この間までは金額がきちんと出ていなかったため、皆さんもはっきりとしたご意見はなかったと思うのですが、他にはいかがでしょうか。

鶴岡 俊之副委員長： 利用頻度によって、例えばポイントカードのように貯まったら一時間無料など…

陶山 隆司委員： 桜井公民館ですと、私の入っているサークルは、現在学習室1、学習室2と同時に使っているのですが、たまたま人数が一つの部屋では狭いというところで使っています。畑沢公民館も同じだと思いますが、部屋を細かく仕切って使うという方法と、卓球をするために集会室を使っているところは、例えば現在は午後6時から9時まで使用しているが、実際は6時30分から8時30分ぐらいで、もう終わろうかというサークルもあるので、3時間を2時間に減らすなど、そういった動きは出てくると思います。

山田 治子委員長： 他にはいかがでしょうか。

古藤田憲之委員： 有料化にあたり、たまたま一回部屋を使う場合はいいと思いますが、継続的にサークル活動は行う場合が多いと思います。その場合は、高額になってくると思うの

で減免等の条件を緩くする必要があると思います。いずれにしろ、公民館活動、文化活動、地域活動含めて有料化によって活動を萎縮する危険性があると思います。

これだけ払うのであればやめてしまおうと思うサークルさんも出てくる可能性も高いと思うので、私はその点が心配です。その辺を決めた生涯学習課の方も難しい立場だとは思いますが、いずれにせよ、こういったことが木更津市全体の文化活動がせっかく少し盛り上がってきているところで、木更津市全体が停滞してしまうのではと思います。ただ有料化して、それでも活動をしてくれというのはだめだと思うので、今度それをどのようにして、有料化にはなったが使いやすくお金のかからないようにすることを考える必要があると思います。利用層の多い年代であるお年寄りの多くは、皆がお金を持っているわけではないので、最低限お金を出す気持ちは皆あると思いますけれども、それが年間何万円となると話が変わってくると思います。

山田 治子委員長： 利用件数は減ると生涯学習課は考えていらっしゃいますか。

秋元生涯学習課長： 実際に他市の事例、実績を見ますと、一旦利用者が減る傾向は見受けられますが、実際には減らずに今まで通りの活動量になると思います。また陶山委員からご心配がございましたが、例えば卓球をするには、1時間500円、平米数150.1㎡以上の大きな部屋になってくるかと思いますが、そこで10人が卓球を同じサークルでやっていただければ1時間当たり1人50円となり3時間だと1人150円を支払って活動していただくということになります。その辺について我々もできる限り、市の基本方針を基にしながらも最小限の有料化で済ませさせていただいております。本来であれば、今回の倍ぐらいは最低でも徴収するのが市の考えであったと思いますが、やはり社会教育施設ということで一番低い額で設定をさせていただいたと生涯学習課としては思っておりますので、その点をご理解いただければと思います。これからサークルの数も、今までは無料でしたので人数2、3人でも部屋を借りていたと思いますが、これからは適度な部屋に人数に応じて入っていただいたり、サークルの会員数を一人でも多く増やすような努力をサークルそれぞれがやっていただくように務めていただければと思っております。

陶山 隆司委員： 今卓球の話が出ましたが、木更津市民体育館を借りると1時間900円ぐらいになると思います。広さ的には普通の公民館のおそらく4倍以上の広さを半面でも使えます。そういったところと、公民館の集会室と体育室を比べますと、公民館の方が若干割高な気もしますがいかがでしょうか。

秋元生涯学習課長： 市民体育館はアマチュアのスポーツで2時間使用した場合平日、全面で昼間2,380円、半面の場合この半分になるので1,190円かかります。夕方の5時から

9時までの間は、2時間で全面3,830円になり、半面の場合は半分の1,915円となるので公民館の方が安くなります。また公民館は昼夜同じ料金になります。

鶴岡栄次郎委員： 市民体育館は卓球台が何台ぐらい入りますか。

陶山 隆司委員： 半面かりても12台ぐらい入ります。公民館だと、5ないし6分の1です。

山田 治子委員長： 他にはございませんか。

秋元生涯学習課長： 1点だけ。公民館運営審議会の事務局である中央公民館とは、また詰めていきたいと思いますが、本来であれば12月の公民館運営審議会定例会でも、私どもで今回の意見を踏まえて最終的な案を出し、皆さんから最終的なご意見を伺おうと思っていたのですが、社会教育委員会と同日の開催ということもあり、時間をずらすことができれば両方に参加して私が来て説明をさせていただこうと思っております。それが無理であれば別の方法を考えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

山田 治子委員長： 今後は、皆さんのご意見を吟味しながら事務レベルで具体的な運用に向けて準備が進められていきます。まだ、しばらくは意見が反映される期間かと思っておりますので、地区に戻られたてから周囲の方々のご意見などを各公民館に寄せていただけたらと思ひます。

山田 治子委員長： 少ない職員体制の中でご苦勞も多いとは思ひますが、地域住民とともに、地域課題に取り組みながら、生涯学習及び地域づくりの拠点としての公民館活動が、さらに充実されますことを期待しております。

次に、報告事項について、各委員会等の開催状況について各委員よりお願ひいたします。

報告事項（1）で、古藤田委員から生涯学習推進協議会について、鶴岡副委員長から社会教育委員会について、三上委員から図書館協議会について、澤邊委員から生涯学習フェスティバル実行委員会について報告。

山田 治子委員長： ただいまの各委員からの報告に対して、ご質問はございますか。ないようでしたら、その他の報告事項について事務局よりお願ひします。

その他では、事務局より君津地方公民館運営審議会委員連絡協議会主催研修会の案内、第69回千葉県公民館研究大会の案内、次回第3回定例会の開催案内をする。

山田 治子委員長： ただいまの事務局からの報告について、ご質問はございますか。

以上で全ての議事が終了いたしました。

今年度は、これからの公民館にとって非常に大事な一年であります。みなさんのいろいろなお立場からの貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

今後も慎重審議進めていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

これをもちまして、木更津市立公民館運営審議会第2回定例会を終了いたします。

以上で全ての議事を終了し、第2回定例会を閉会した。

平成29年11月17日

議事録署名人 木更津市立公民館運営審議会委員長 山田 治子